

平成 30 年 2 月 1 日

株主各位

東京都中央区日本橋浜町三丁目 42 番 3 号
住友不動産浜町ビル 3 階
株式会社マサル
代表取締役社長 荻谷 純

譲渡制限付株式報酬制度の導入に伴う自己株式の処分に関する
取締役会決議公告

当社は、平成 30 年 1 月 19 日開催の当社取締役会決議に基づき、自己株式の処分について、下記のとおり決議いたしましたので、公告いたします。

記

1. 処分する株式の種類及び数	普通株式 15,000 株
2. 処分方法	特定譲渡制限付株式を割り当てる方法
3. 処分価額	1 株につき金 572 円
4. 処分価額の総額	8,580,000 円
5. 出資の目的とする財産の内容及び価額	平成 29 年 12 月 22 日開催の当社の取締役会の決議に基づき、金銭報酬債権合計金 8,580,000 円（対象取締役の分の総額 5,720,000 円、執行役員並びに従業員の分の総額 2,860,000 円）を現物出資の目的とする。
6. 処分先	取締役（社外取締役を除く） 5 名 10,000 株 執行役員 4 名 4,000 株 従業員 1 名 1,000 株
7. 出資の目的とする財産の給付期日	平成 30 年 2 月 16 日

以上